

○越谷市広告掲載に関する要綱

平成 18 年 8 月 30 日

告示第 243 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日告示第 124 号

平成 23 年 12 月 1 日告示第 369 号

平成 28 年 3 月 10 日告示第 91 号

平成 29 年 1 月 26 日告示第 27 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 143 号

令和 3 年 3 月 19 日告示第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の所有する資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(2) 広告媒体 次のアからエまでに掲げる市の所有する資産のうち広告掲載をすることがふさわしいと認められるものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 越谷市ホームページ

ウ 市の施設

エ その他市長が別に定めるもの

(掲載できない広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 市の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるも

の

- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (7) 個人又は団体の主義主張に関するもの
 - (8) 個人又は法人の名刺広告
 - (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (10) その他市長が不適當と認めるもの
- (広告掲載基準)

第3条の2 前条に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の掲載順位)

第4条 広告掲載の順位は、募集時に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込みが募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、越谷市ホームページ及び広報こしがやにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、越谷市広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、越谷市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を越谷市広告掲載に関する決定通知書（第2号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

（審査委員会）

第9条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市長公室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市長公室広報シティプロモーション課長及び人権・男女共同参画推進課長、行財政部公共施設マネジメント推進課長、市民協働部くらし安心課長並びに子ども家庭部青少年課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、越谷市屋外広告物条例（平成26年条例第96号）第8条第5項の許可を要する広告物に係る審査を行う場合は、前項に規定する委員に、都市整備部建築住宅課長の職にある者を加えることができる。

5 委員長は、前2項の規定にかかわらず、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課の課長の職にある者を臨時委員とすることができる。

6 委員長は、審査委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（広告掲載料の納付）

第 10 条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載決定の取消し）

第 11 条 市長は、広告主としてふさわしくないと認めるとき又は市の行政運営上必要があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第 12 条 既納の広告掲載料の還付については、市長が別に定める。

（広告掲載の辞退）

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退しようとするときは、書面により市長に届け出なければならない。

（広告主の責務）

第 14 条 広告主は、広告の内容について、一切の責任を負わなければならない。

（広告取扱事業者による広告掲載に関する業務の実施）

第 14 条の 2 市長は、広告掲載を効果的に実施できると認める場合は、別に定めるところにより、広告取扱事業者（市と広告掲載に関する契約を締結した者をいう。）に広告掲載に関する業務を行わせることができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 124 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 369 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 91 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 27 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 143 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 96 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。